

【受講前レベル】

1. NIHSSに関する説明として正しいか？
- (1) 神経分野を専門とする医師のみが評価するべきである
- (2) 患者の日常生活動作（ADL）を測るのが目的のスケールである
- (3) 発症後（治療開始前）だけでなく、治療開始後にも利用する
- (4) 施設ごとに基準が異なるとよいので、施設間でのスコアの比較はできない
- (5) 評価者ごとに基準が異なるとよいので、一人の患者の経時的な変化をみるのには使うことができない
- (6) 患者がやったことをそのまま評価すべきであり、検者の予想で点数をつけてはいけない
- (7) 患者の最大限の努力による能力を引き出すように、患者への指示を繰り返すのが原則
- (8) 各項目の順番を入替えてはいけない
- (9) 全項目の検査が終わるまでならば、一度決めた点を変更してもよい
- (10) NIHSSの合計点が0点であったが、MRIで急性期脳梗塞の所見が見つかった。これは、無症状の脳梗塞といえる

【受講修了レベル】

2. 各項目の検査方法が正しいか？
- (1) 項目1b. 意識レベル（質問）：この項目では月と年齢のみ質問する
- (2) 項目1c. 意識レベル（従命）：「手を握る」を指示するとき、検者の手をにぎらせて麻痺の有無を同時にみるのがよい
- (3) 項目2. 最良の注視：指示に従えない患者。視線をあわせて検者が左右に動いてみた
- (4) 項目3. 視野：失語があり指の本数を答えられないので、指を動かして視線がそちらを向くかを観察した
- (5) 項目5. 上肢の運動：5a. 左上肢→5b. 右上肢の順で検査する
- (6) 項目6. 下肢の運動：ベッドを打つように落下したので、ベッド上で少しでも動くかを検査する
- (7) 項目8. 感覚：針刺激を、左右1箇所ずつ行って評価する
- (8) 項目9. 最良の言語：「呼称カード」を用いた検査では、検者が名前を挙げた物を指さすよう患者に指示する
- (9) 項目10. 構音障害：これ以前の検査を通じて構音障害があるかどうかははっきりしない場合のみ、「単語カード」を用いて検査する
- (10) 項目11. 無視・不注意：片方ずつ触れて左右を正しく答える患者で、両方同時に触れて右（または左）にしか気づかないのが、触覚消去現象である

【受講修了レベル】

3. 次のような検査結果から、各項目の点数は？
- (1) 項目1a. 意識レベル：名前を呼ぶと覚醒する（しばらくするとまた眠り込む）。呼びかけて覚醒させたうえで質問や命令をすると適切に反応する
- (2) 項目1b. 意識レベル（質問）：67歳の患者を4月に検査した。「いま何月ですか？」→「ええと、4月です」「お年はいくつですか？」→「・・・65です」「わかりました。」→「いや、67です」
- (3) 項目1c. 意識レベル（従命）：目を閉じている患者。「目を開けて」→開けた。「目を閉じて」→目を開けたまま。麻痺はないが、手を握る・開くの命令には従わない
- (4) 項目2. 最良の注視：右向き共同偏視があるが、患者の頭を右に向けると眼球は左に動く
- (5) 項目3. 視野：両目とも左上・左下の視野で、検者の指の数を数えられない
- (6) 項目4. 顔面麻痺：安静時にも鼻唇溝の左右差があり、笑うと左口角周囲は動くが、右はまったく動かない。おでこのしわよせは左右差なく可能
- (7) 項目5. 上肢の運動：仰臥位で45°の位置から検査。10秒後に約30°の位置にあった
- (8) 項目6. 下肢の運動：検者が手を放すとベッドを打つように落ちた。動かすようながすと、股関節をわずかに動かし
- (9) 項目7. 四肢の運動失調：左上下肢は正しくスムーズに運動できたが、右上下肢は麻痺のために指示に応じられなかった
- (10) 項目8. 感覚：針刺激に対し、右半身ではちくちくするというが、左半身では押される感じのみするという
- (11) 項目9. 最良の言語：指示には一切応じなかった。ときに声は出るが、意味のある言葉はない
- (12) 項目10. 構音障害：言葉は明瞭だが、各単語を読み始めるのに時間がかかる
- (13) 項目11. 無視・不注意：この項目以前に無視は明らかでなかった。項目3.で行った視覚両側刺激に異常はなかった。患者の左右を同時に触れると、両方に触れていると答えた

【認定ファシリテーターレベル】

4. 次のようなとき、点数とその理由の組み合わせがもっとも適切なものは？
- (1)
- 1b. 意識レベル（質問）：失語あり。どんな指示・質問に対しても「うんうん」といっている患者。月・年齢を聞くと、「あー・・・」と考えるような様子を見せたが、それ以上の反応はなかった。
- ア 0点—答えが得られない状態であって、誤答ではないため
- イ 1点—質問は理解しており、“何らかの理由で話せない場合”に該当するため
- ウ 2点—失語があることから、“失語（または昏迷）によって質問を理解しない患者”に該当するため
- エ 2点—両方とも正答ではなかったため
- オ 患者に指折りなどのジェスチャーをうながし、答えを得ることを試みる
- (2)
- 1c. 意識レベル（命令）：左上肢が上腕で切断、右上肢は完全麻痺の患者。目を開く・閉じるの命令には従えた。
- ア 0点—命令に応じられない身体的理由があれば、もう一方の命令に対する反応のみで判断する。目を開く・閉じるには応じられたため
- イ 1点—2つのうち1つの命令にのみ従えるため

- ウ 切断などの身体的理由により命令に応じられない場合は、検査不能 (UN) とする
エ 上記の検査だけでは、点数をつけることはできない

(3)

2. 最良の注視：意識障害のある患者。追視の指示には従わないし、視線を合わせてうごいても患者の目は動かない。
ア 0点—明らかな注視麻痺を指摘できないため
イ 2点—あらゆる検査でも注視ができないため
ウ 追視ができない場合は、検査不能 (UN) とする
エ 上記の検査だけでは、点数をつけることはできない

(4)

3. 視野：四分視野を検査したところ指の本数を正しく答えた。視野の左右に出した指を同時に動かすと「動いたのは右」と答えた。
ア 0点—明らかな視野の異常を指摘できないため
イ 1点—視覚消去現象があるため
ウ 2点—左半分が見えておらず、完全半盲であるため
エ 上記の検査だけでは、点数をつけることはできない

(5)

4. 顔面麻痺：どんな刺激をしても全く顔面が動かない
ア 0点—左右差がなく、明らかな顔面麻痺を指摘できないため
イ 3点—昏睡の患者では、全ての項目でもっとも悪い点をつけるため
ウ 3点—顔面の上下とも、左右両側が動かないため
エ 全く動きがなく麻痺が評価できない場合は、検査不能 (UN) とする

(6)

5. 上肢の運動：来院直後に行ったバレー試験で、左上肢が落下はしないが回内した患者。本項目で、左上肢の挙上・保持を指示したところ、指定の角度で10秒間保持できた。
ア 0点—左上肢の回内は、麻痺とは関係ないため
イ 0点—指示されたとおり保持できているため
ウ 1点—ごく軽度の麻痺があり、正常を意味する0点はつけられないため
エ バレー試験はNIHSSをみる前に行ったことなので、ここでもう一度バレー試験を実施して点数を決める

(7)

7. 四肢の運動失調：左上下肢の不全麻痺のある患者。右上下肢は指示に従い、スムーズに動作できる。左上肢は検者の指や患者自身の鼻を正確に触るし、左下肢はかかかすがすねから落ちないが、右上下肢とくらべると明らかに動作が遅い。
ア 0点—明らかな失調を指摘できないため
イ 1点—左右のうち、左側に失調があるため
ウ 2点—左上肢・左下肢の2箇所失調があるため

(8)

8. 感覚：失語があるために、針刺激の痛みや左右差について患者から返答を得ることができない。腕・下肢・体幹・顔面で左右両側に針刺激をするが洪面はまったくみられない。右上肢をつねると逃避反応があったが、左上肢をつねっても逃避反応はなかった。
ア 0点—針刺激以外に対する反応は評価の対象外。針刺激では左右差がなかったため
イ 1点—左右差があるため
ウ 2点—左半身にはまったく反応がなく、触られているのも分からないと思われるため
エ 2点—針刺激以外に対する反応は評価の対象外。針刺激ではまったく反応がなかったため

(9)

9. 最良の言語：「文章シート」で、いくつかの文章で同じ部分を何度も繰り返し読んだ。その他検査中に発した患者のことばは、時間を要するもの正しい。この項目までの検査で検者からの指示には全て応じられた。
ア 0点—検者からの指示には全て応じられており、言語理解に問題がないため
イ 1点—一部に間違いがあることを除けば、コミュニケーション可能であるため
ウ 2点—全ての発語で遅さがみられるが、指示には応じられるため
エ 3点—患者の発語全てに問題があるため

(10)

10. 構音障害：上から「マア」「アオモッオ」「バイアイ」「オウヨー」「アタウムイ」「アフケッポポーウ」と読んだ（その他の単語もすべて同様）
ア 0点—失語による症状と考えられ、構音障害は明らかでないため
イ 1点—構音障害はあるが、音節（リズム）から、リストのどの単語を読んでいるか検者に理解できるため
ウ 2点—検者に理解できないため

(11)

11. 消去・不注意：左上肢の麻痺がある患者。項目3. で左側の視覚消去現象があった。項目5. で左上肢を挙上したまま保持するよう指示すると「左手はどこかに置いてきた」といい、保持できなかった。項目9. では「絵」の左側について説明せず、母親の様子のみを説明した。
ア 1点—無視が明らかであるため
イ 1点—異常ははあるが1つの感覚様式（視覚）のみに限定されているため
ウ 2点—重度の半側不注意に該当するため
エ 触覚両側同時刺激を追加し、すでに分かっている視覚消去現象とあわせて評価する。触覚消去現象があれば2点、無ければ1点